阿賀野市告示第１８８号

阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月２７日

阿賀野市長　加　藤　博　幸

阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、物価高騰により光熱費、食材費、診療材料・消耗品費及び燃料費の負担が増え、医療機関の運営が厳しさを増す中、国の公定価格により収入が算定される医療機関を設置し、運営を継続している事業者を支援することにより、医療の質の確保及び持続的な運営を確実なものとし、阿賀野市の地域医療体制の維持、確保を図ることを目的として交付する阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、阿賀野市補助金等交付規則（平成１６年阿賀野市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象及び交付額）

第２条　この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表に定める対象施設の開設者とし、予算の範囲内において、別表に定める補助額を交付するものとする。

２　前項に定める補助事業者について、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。

（２）　役員等が暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

（３）　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（５）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用して

いる者

（６）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（交付申請）

第３条　補助金の交付の申請をしようとする者は、阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）等を別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第４条　市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（第２号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

３　市長は、第１項の規定による通知をしたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第５条　市長は、補助金の交付決定を受けた後に要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた者に対して、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第６条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（書類等の保管）

第７条　補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第８条　補助金の交付決定を受けた者は、第４条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる債権の全部又は一部を、市長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他）

第９条　この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１０月２７日から施行し、令和８年１０月１日から適用する。

別表（第２条関係）

対象施設及び補助額

<table>
<tr><th colspan="2">対象施設</th><th>補助額</th></tr>
<tr><td>病院</td><td rowspan="2">・医療法（昭和２３年法律第２０５号）の規定に基づき開設している病院又は診療所のうち保険医療機関の指定を受け、一般患者の受入れを行っている医療機関であること
・同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方を対象とする。</td><td>施設割
１施設当たり６００,０００円
病床割
１病床当たり１０,０００円
※令和8年度病床機能報告で報告する使用病床数（休床病床を除く）を算定病床数とする。</td></tr>
<tr><td>診療所
（医科・歯科）</td><td>施設割
１施設当たり　２００,０００円</td></tr>
</table>

第1号様式(第3条関係)

阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

令和　　年　月　日

阿賀野市長　様

(申請者)
所在地
名　称
代表者の役職・氏名

1．交付申請額及び実績報告額　　金　　円

(2.申請区分の算定金額を記載してください)

2．申請区分(□にレを入れ、必要箇所を記入してください)

□病院

施設当たり	600,000 円/施設	病床当たり	10,000 床

許可病床数 (1)	休床病床数 (2)	使用病床数 (3)=(1)-(2)
床	床	床

□診療所(医科診療所)

施設当たり	200,000 円/施設

□診療所(歯科診療所)

施設当たり	200,000 円/施設

3．振込口座情報

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種別	普通　・　当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

【申請内容に関する連絡先】

申請者所属先所在地		
所　属　名		
担当者（役職/氏名）		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	

（添付書類）

1.振込先金融機関の口座が確認できる通帳の写し等

（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、カタカナ口座名義人等が記載されているもの）

2.病院の場合は、病床が確認できる「令和８年度病院機能報告」の写し（申請時点では予定で構いませんが、厚生労働省に提出した際には、市に写しを提出してください）

3.その他、必要な場合は市から書類の提出を求める場合があります

第２号様式（第４条関係）

令和　　年　月　日

（申請者）

所在地

名　称

代表者の役職・氏名

阿賀野市長

阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金について、下記の通り交付の決定及び額の確定をしたので、阿賀野市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第４条の規定により通知します。

記

交付決定及び確定した額　　円

以上